

平成31年 第4回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 平成31年3月26日（火）午後3時

場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）

上 森 英 史

荒 川 陽 子

杵 村 由紀子

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長 松 下 強

次長兼学校教育課長 金 川 朋 史

生涯学習課長 片 岡 忠 紀

市立図書館長 菅 原 朗

学校給食課長 山 中 敦 子

主査兼教育総務課教育企画室長 松 浦 俊 介

学校給食課課長補佐 野 口 浩 司

文化振興課課長補佐 下 高 瑞 哉

スポーツ振興課課長補佐 深 田 龍

学校教育課指導係長 西 村 健 吾

教育総務課主幹 生 田 和 義

傍聴者 なし

議事日程 平成31年3月26日 午後3時開議

第1 会議録署名委員の指名

第2 前会会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第18号 米子市公民館長の任命について

議案第19号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第20号 米子市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第21号 史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について

議案第22号 米子市公民館規則及び米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の

制定について

議案第23号 米子市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
の制定について

議案第24号 米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する
規程の制定について

議案第25号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

議案第26号 米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について

報告第1号 史跡米子城跡整備基本計画について

報告第2号 栄養教諭、学校栄養職員及び学校栄養主任の服務に関する要綱
の制定について

第5 その他

開 会 午後3時

浦林教育長 ただいまから、平成31年第4回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に上森委員を指名いたします。

2 前回会議録の承認

浦林教育長 次に日程第2、前回の会議録の承認に移ります。前回の会の概要について事務局から報告をお願いします。

松下事務局長 前回の会議は3月13日に開催され、議案第15号米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第16号市立学校の県費負担教職員の異動の内申についての2議案の通りご審議をいただき、いずれも原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

次に日程第3 教育長の報告について私から報告をいたします。

期間は短かったですのですが、報告することが5点ございます。

まず1点目です。3月15日就将小学校の本池教諭の免職の処分が下されました。合わせまして、上村校長には、米子市教育委員会として文書訓告を行ったところです。二度とそういったことがないように再度服

務規律を徹底してまいりたいと考えております。

2点目です。3月19日小学校の卒業式を開催いたしました。皆様方には各小学校でも祝辞をいただき、大変お世話になりました。ありがとうございました。

3点目です。3月22日にNPOのマルイエンゲージメントキャピタルから小学校にプロジェクターを9台と大型液晶テレビを30台寄贈いただいております。これは学校の希望を聞き学校の規模に応じ配分し、合計39台となっています。

4点目です。教育員会事務局の人事異動がございました。まず次長級ですが、金川次長が尚徳中学校校長で異動ということになりました。後任の学校教育課長は、現在係長の西村が昇任となります。そして、西村の後任は仲倉が昇任となります。

役職名の係長がなくなり、仲倉は課長補佐兼指導担当課長補佐と課長補佐が2回つく役職名に変わります。

生涯学習課の片岡課長が定年退職です。後任は下水道企画課長補佐兼係長の木下が昇任となります。

それから、松浦主査は子ども相談課の課長に昇任です。後任は後藤収税課長補佐が室長に就任となります。

学校教育課で人権教育を担当としておりました竹本課長補佐は、福米中学校の教頭に異動となります。後任は、乗本主幹が課長補佐に昇任となります。学校の方から2名の教員が異動し、人数は同じでスタートする予定としております。

最後に5点目です。昨日3月議会が閉会した際、最後の議案として杵村委員が5月19日までの任期が満了となることで、後任に三瓶委員の任命に対して議会の同意がなされました。杵村委員さんにはまだ時間がたくさん残っておりますので、またお力沿いをいただきたく思います。どうぞよろしく願いいたします。私からの報告は以上でございます。

4 議事

浦林教育長 日程第4議事に入ります。議案第18号「米子市公民館長の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 片岡生涯学習課長。

片岡課長 議案18号米子市公民館の任命について生涯学習課よりご報告いたします。

お配りしました資料の1ページをご覧ください。2年間の公民館長の任期がこの平成31年3月31日をもって満了となることから、このたび新たに任命しようとするものでございます。任命にあたりましては、事前に各地区に対して米子市公民館運営協議会を通じ、その候補者を推薦していただくよう依頼し、各地区で推薦委員会での協議を通じ、候補者を推薦していただいたものでございます。

新たな任期につきましては、本来であれば平成31年4月1日から平成33年3月31日まででございますが、平成32年4月には公民館長の任用形態が変更となることから、暫定的に平成31年4月1日から平成32年3月31日としております。

候補者の名簿につきましては、2ページに掲げておりますのでご覧ください。全部で29名のお名前を列挙していますが、そのうち車尾公民館、富益公民館、大篠津公民館、尚徳公民館、大高公民館の計5館の5名の館長が新任、あわせて条例改正により4月1日より分館から公民館となります宇田川公民館、大和公民館も一応新任となり、その他22名の方が再任となります。説明は以上です。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

浦林教育長 では質疑がないようですので、採決いたします。議案第18号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第18号「米子市公民館長の任命について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第19号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 深田スポーツ振興課課長補佐。

深田課長補佐 スポーツ振興課の方からご説明させていただきます。米子市スポーツ推進委員の任期につきましては、平成31年3月31日で満了となることをもちまして、平成31年4月1日から2年間の新たなスポーツ推進委員を委嘱しようとするものでございます。4ページに名簿が掲載され

ております。

各公民館から27地区2名ずつ推薦いただいた54名と、米子市全体を対象として推薦がありました21名、合計75名を委嘱するものです。新任の方が17名ございます。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条の規定により、市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解があり、職務を行うのに必要な熱意と能力のある方ということで、各候補者の方にご理解をいただいています。以上でございます。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

浦林教育長 では質疑がないようですので、採決いたします。議案第19号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第19号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に議案第20号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 下高文化振興課課長補佐。

下高課長補佐 それでは、議案第20号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。米子市文化財保護審議会条例第3条の規定により、米子市文化財保護審議会委員を次の通り委嘱するものでございます。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間となっております。委員は現在9名委員が委嘱されておりますが、全て再任ということでお願いしたいと思っております。定数は12名で、3名欠員となっております。適宜適任者がございましたらお諮りしたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

浦林教育長　　では質疑がないようですので、採決いたします。議案第20号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長　　異議がないようですので、議案第20号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長　　それでは次に議案第21号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

浦林教育長　　下高文化振興課課長補佐。

下高課長補佐　　では議案第21号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」説明させていただきます。史跡米子城跡整備検討委員会設置要綱第3条の規定により、史跡米子城跡整備検討委員会委員について次の通り委嘱するものでございます。

任期は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。委員の氏名等は、7ページに記載の14名でいずれも再任となっております。これは、当初、平成29年11月1日から平成31年3月31日までの任期で史跡米子城跡整備検討委員会の委員をお願いしたものでございます。これが今回切り変わって、引き続き2年間整備検討委員会を組織して、米子城跡の整備推進のために委員会を設置してそのまま継続して審議等をしてもらうということです。以上でございます。

浦林教育長　　質疑はありませんでしょうか。

浦林教育長　　では質疑がないようですので、採決いたします。議案第21号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長　　異議がないようですので、議案第21号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長　それでは次に、議案第22号「米子市公民館規則及び米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

浦林教育長　片岡生涯学習課長。

片岡課長　議案22号「米子市公民館規則及び米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の制定について」生涯学習課より説明させていただきます。議案の8ページから9ページをご覧ください。

まず、改正理由でございますが、従来から米子市淀江公民館においておりました宇田川分館及び大和分館につきまして、それぞれ米子市宇田川公民館、米子市大和公民館として設置することといたしますが、米子市公民館条例の一部改正に伴い、規則について整理を行うものです。

改正の内容でございますが、第1条関係で米子市公民館規則の一部を改正いたします。その内容でございますが、1つは廃止しました分館長に係る文言を削除することとしております。あわせて委任をする米子市公民館条例の条項とずれを生じたので、そのずれを調整するものがございます。

次に第2条関係でございますが、米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則一部を改正するという事で、施設の名称につきまして、それぞれ分館を、宇田川公民館、大和公民館に改めるものがございます。

この規則は、平成31年4月1日から執行することとします。説明は以上です。

浦林教育長　質疑はありませんでしょうか。

浦林教育長　では質疑がないようですので、採決いたします。議案第22号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長　異議がないようですので、議案第22号「米子市公民館規則及び米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認することに

たします。

浦林教育長 それでは次に、議案第23号「米子市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 山中学校給食課長。

山中課長 議案第23号「米子市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」学校給食課からご説明いたします。議案の12ページから21ページをご覧ください。

学校給食運営の基盤となる給食管理業務、及び給食を活用した食に関する指導を行う、栄養教諭、学校栄養職員、及び学校栄養主任の職務の監督を適正に行うとともに、これらの食にある職員の専門性を発揮することができる体制を整え、より一層の学校給食の充実及び、学校における食育の推進を図るため、関係する規則の整備を行おうとするものです。

第1条の米子市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正ですが、教育委員会事務局学校給食課は学校給食共同調理場の設置及び管理のみならず、学校給食共同調理場における学校給食の実施に関する業務全般について所掌すること明確にするために、当該課の所掌事務の一部を改めるものでございます。第8条の(3)を学校給食施設の設置及び管理に関することから、学校給食共同調理場に関することと変更いたします。

第2条の米子市立学校の管理運営に関する規則一部改正について説明いたします。このうち、第24条及び34条ですが、学校栄養職員及び学校栄養主任の職務を現規則の学校給食の職務から栄養教諭に準じて学校給食を活用した食に関する指導に従事することに改めるものです。

次に第36条以降の変更につきまして、調理場が学校に併設しておりました単独調理場であったとき、学校長の監督の基で学校栄養職員等が勤務していた当時の規則のままになっていたものを改正するものでございます。

続きまして第3条の米子市立学校給食共同調理場条例施行規則一部の改正について説明します。これは、各共同調理場の体制を整えるための改正です。

第2条では学校給食センターに事務職員を各共同調理場に施設長をおくとともに、各学校給食共同調理場に学校栄養職員をおくことと致します。

第3条は、所長、各施設長、事務職員、並びに栄養教諭、学校栄養職員、及び学校栄養主任の職務を定めたものとなります。

第4条につきましては、学校給食センターにおいて行う業務に、学校給食を活用した食に関する指導を加えることとしたものでございます。以上です。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

荒川委員 15ページの最後に説明がありました、第4条の4項の学校給食を活用した食に関する指導とは具体的にどういった指導を考えておられるのか教えてください。

山中課長 現在も学校給食を活用した食に関する指導は行っております。例えば、給食時間に栄養職員等が学校に訪問いたしまして、給食についての指導をさせていただいております。給食に関してだけではなく、朝食の必要性とかマナーについても指導しております。今までの規則に特別に記載しておりませんでしたけど、学校栄養教諭制度ができた時点で記載しておかなければならなかったものが記載してなかったもので、今回改めて記載させていただきたいと思っております。

荒川委員 特に学校給食センターの場所を利用したことではないのですか。

山中課長 色々と企画を立てましてそれを学校に持っていき活用してもらっているという事でございます。

荒川委員 第二学校給食センターでは二階に調理場があり、夏休みに色んな企画があると思います。そういった事もここに含まれるのでしょうか。

山中課長 そういった事も含まれます。

荒川委員 わかりました。

浦林教育長 慣習でやっていたことを整理することで子どもたちにいい影響を与えられるようにという事でございます。

浦林教育長 では、その他はありませんでしょうか。

浦林教育長 では質疑がないようですので、採決いたします。議案第23号については、議案の通り承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第23号「米子市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に 議案第24号「米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 山中学校給食課長。

山中課長 米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程でございます。ページは22ページから26ページでございます。

改正理由につきまして、先ほどの規則の改正と同様に学校給食運営の基盤となる給食管理業務、及び給食を活用した食に関する指導を行う栄養教諭、学校栄養職員、及び学校栄養主任の職務の監督を適正に行い、これらの職にある教職員の専門性を発揮することができる体制を整えるものでございます。これも調理場が学校に併設した単独調理場であり、学校長の監督の下で学校栄養職員等が勤務していた当時の規定のままになっていたものを改正するものでございます。

第12条第2号ですが、栄養教諭が校外勤務を行う時には、学校給食センター所長の承諾を受けてもらうものです。

第12条第3号につきましては、栄養教諭が校外研修の修了後、その内容について学校給食センター所長に報告するというものでございます。

第16条につきましては、栄養教諭、学校栄養職員及び、学校栄養主任が出張の復命をしたときには、その内容を学校給食センター所長に報告しなければならないこととするものでございます。以上です。

上森委員 これも今までになかったことなのですか。

山中課長 今まで口頭で報告はありましたけれども、明文化してきちんと整理し

たものでございます。

上森委員 わかりました。

浦林教育長 では、その他はありませんでしょうか。

浦林教育長 では質疑がないようですので、採決いたします。議案第24号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第24号「米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第25号「鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 金川学校教育課長。

金川次長 それでは、議案第25号「鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について」学校教育課よりご説明いたします。

平成31年度は、平成32年度から35年度まで4年間になりますが、小学校で使用する教科用図書及び32年度に中学校1年間だけ使用する教科用図書を採択することになります。教科用図書の採択になりましたは、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定によりまして、西部地区の各市町村の教育委員会が鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を設置することになっております。つきましては、その鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を設置する事に対する承認と採択委員の選出をお願いしたいと思います。

採択委員につきましては、次のページにあります。鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則第2条の組織があります。その規定により西部地区の各市町村の教育委員会から1名の委員を選出することになっております。採択協議会の設置を承認していただきましたら、その後米子市教育委員会の中から1名の委員を決定していただくことになるわけですが、この西部地区教科用図書採択協議会の委員の名前、及び審議の

内容については、採択が終了するまで非公開となっております。設置をしていただきまして、その後、委員を選出するところからは非公開にしていただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

西村係長 追加で訂正の方をさせていただきます。来年度の教科用採択に関しましては、小学校及び中学校も1年間ではありますが、使用する教科書を採択することになっています。

その設置につきましても冒頭の文章では、各市町村の名前しかあがっておりませんが、これに加えまして米子市日吉津村中学校組合教育委員会も加わりますので訂正をお願いします。申し訳ございません。以上です。

浦林教育長 では、質疑はありませんでしょうか。

浦林教育長 色々順番があったようですので、まず採択協議会を設置することについては、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長 設置する事については、ご異議はないようです。

そういたしますと本委員会から当該協議会委員をする必要がありますが、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の委員の氏名、及び審議内容につきましては、採択が終了するまで非公開とされることとなっていることとさせていただきますので、当該協議会委員の選出につきましては、非公開とすることを提案したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長 異議がないようですので、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員の選出については非公開といたします。

[非公開] 議案第25号「鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について(委員の選出について)」

浦林教育長 それでは次に、議案第26号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

山中課長 当日配布分という議案をご覧ください。議案第26号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

米子市学校給食共同調理場条例第5条、第3項の規定により、米子市学校給食運営委員会に委嘱するものでございます。委員に任期は2年で、前委員の任期終了に伴いまして、米子市学校給食運営委員会を委嘱するものでございます。委員の任期は平成31年4月1日から平成33年3月31日まででございます。委員の氏名は記載の通りでございます。委員11名中7名が新任。4名が再任でございます。説明は以上です。

浦林教育長 これは、所属が変わるのですか。

山中課長 平成31年3月26日現在のものを記載しております。

浦林教育長 その時点ですね。わかりました。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

浦林教育長 質疑がないようですので採決いたします。議案第26号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

浦林教育長 異議がないようですので議案第26号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、報告第1号「史跡米子城跡整備基本計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 下高文化振興課課長補佐。

下高課長補佐 史跡米子城跡整備基本計画についてご説明させていただきます。これまで何回かこの場面も説明させていただきましたけれど、まずは今日お配りした資料、パブリックコメントとの検討内容についてというのをお配りしていると思います。本日の配布の資料でございます。これを見て

いただきますと、米子城跡のパブリックコメント等を調査しました結果を一覧表にして出ております。考え方等としては、この1から22まであります。パブリックコメントとは、5名の方から22項目にわたって、様々なご意見をいただいたものでございます。その中で、検討内容を書いております。こういった考え方で米子市としては、考えているというものを書いております。

後ろの方に、パブリックコメント結果についてということで、横のページになっているものを22項目にわたって解説をしたものでございます。この中にはそれぞれ色々お考えが当然ありますと思いますので、それについて米子市の考え方を説明しているものでございます。パブリックコメントにつきましては、市のホームページ方に今後掲載していく予定にしているつもりでございます。

今日お配りした資料の中で一番後ろにつけております、こちらが最近米子城跡を調査いたしたところの一部でございます。何箇所か調査をいたしまして、ある程度新たな知見等も出てきてものでございます。今後も、こういう調査を進めながら、米子城の姿を全貌究明に努め参りたいと思っております。

以前にお配りさせていただきました史跡米子城跡整備基本計画について、こちらは、3月13日に市長決裁を受けて提案したものでございます。この整備基本計画につきましてご説明をさせていただきます。

素案から案、それから成案というふうな流れを得たものでございます。

大きく変わったものを例にあげますと、111ページをお開きください。お配りしている整備基本計画の方でございます。111ページの方に載せております、自然環境に配慮した整備。上の方の「4」でございます。こここのところの自然環境に配慮した整備について少し詳しく整備方法の記述を追記したものでございます。二の丸から本丸へあがるころを平成30年度事業で木を切りましたが、パブリックコメントの中でももう少し配慮してほしいという事がありました。

今回切りましたのは、木の搬出を伴うという事で下から上まで帯状に斬らざるを得なかったことも踏まえながら、危険木は致し方ありませんが、それ以外の樹木の適正な管理について明記したものでございます。

112ページをお開きください。この下の方の(8)の方に多目的広場の整備の中に、2行目の方ですが、防災関連の役割というのを付け加えております。これは、米子城跡の三の丸であります湊山球場につきましては、避難場所及び防災ヘリコプターの発着所として位置付けられておりますので、そのために防災関連の役割を広場は持っているとして明記したものでございます。

その他に文言訂正とか若干訂正を入れております。これで史跡米子城跡整備基本計画が確定いたしましたして、今後は整備に向けて平成31年度から着実に歩みを進めていきたいと思っています。よろしく申し上げます。以上でございます。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

上森委員 確認ですけど、このパブリックコメントを返答した後、新しい年度の計画を具体的にお願いします。

下高課長補佐 平成31年度の整備の事業ですけれども、まずは危険木の伐採を継続して行います。西部医師会館の奥の方に介護施設があります。そこにかなり城山の木が倒れかかっており、通りの樹木の伐採を行う予定としております。

城山は周りを歩けるようになっておりますけれども、階段等かなり傷んでおり、整備を平成32年度に予定しております。そのため、平成31年度は、公園の沿路を整備するための発掘調査を予定しているところでございます。来年度の整備については、主にその2点を大きなテーマとして考えて行う予定にしております。

上森委員 その沿路というのは舗装してあるところで、去年大雪で木が倒れた所ですか。

下高課長補佐 登城路といいますか、普段歩く登山道や、御大師を巡る道もありますし、テニスコートに上がる道も何箇所もあり、そういう道を歩きやすく整備するために、発掘調査を行いまして平成32年度に石段や舗装を直したりすることを考えております。

上森委員 石段は、どんな石段にされるのですか。

下高課長補佐 基本的には今のままを予定しております。最近、登られる方が多くなりまして、石の踏み外しというのが目立ってきておりますので、できればそのまま付けられるものは付け、それができない場合は少しやり直しを考えております。

石段ですが、明治時代などに作られた石段が多いと思いますけれども、江戸時代から明治時代にかけて、階段の幅が高くなっており、歩きやすくしてほしいというご要望も出ておりますので、1つ小さい石を入れて

歩きやすくするというのも考えているところでございます。こういったやり方があるか、各地のお城の跡を見ながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

上森委員 はい、ありがとうございました。

浦林教育長 それでは次に、報告第2号「栄養教諭、学校栄養職員及び学校栄養主任の服務に関する要綱の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

山中課長 報告第2号「栄養教諭、学校栄養職員及び学校栄養主任の服務に関する要綱の制定について」学校給食課からご説明いたします。

議案の32ページ33ページをご覧ください。この要綱は、栄養教諭、学校栄養職員及び学校栄養主任の服務に関し、米子市立学校の管理運営に関する規則及び米子市立学校教職員の服務に関する規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものでございます。

本務として、給食センター等の栄養教諭、学校栄養職員及び学校栄養主任の職にあるものの勤務時間を午前8時30分から午後5時までといたします。また休憩時間は、45分間とし、それらが兼務しております学校の校長が定めます。

また週休日は、日曜日と土曜日と致します。次に出勤及び退勤につきましては、この所属する給食センター等において、しなければならない事と致します。

また、栄養教諭等が、その所属する学校及び給食センター等以外の場所で開催される研修に出席するときには、あらかじめ米子市立学校給食センター所長の承認を受けなければならないことといたします。

また、研修の修了後、速やかに当該研修等の内容を給食センター所長へ報告しなければならない事としたものです。以上です。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

上森委員 時間が定められているのですが、それぞれの学校で時間帯は違うと思うのですが、そのへんの整合性を取るようにしていただきたいと思えます。また、子どもにとっては教える側となり学校のスタッフの一員となるので、コンセンサスをしっかり取り、学校で決められたからという事ではなくて、お願いをあらためてしていただけたらと思えます。

浦林教育長 休憩時間の取り方や勤務の開始時刻等他の職員との整合性についてのご指摘と思います。

山中課長 まずは、食の管理という事で安全な学校給食を作るのが一番の仕事だと思っております。そのために、午前中はできる限り共同調理場につめて、そこで給食の調理の業務に関わる仕事をするようにということです。

今までは、学校の時間に合わせて出退勤しておりましたけど、本務地の出勤時間に合わせて勤務してもらうようにしたものでございます。

休憩時間につきましては、今学校の方で、学校長に休憩時間を決めていただいております。給食の時間も指導ということで仕事をしております。その関係で、休憩時間は学校での様子をよくみておられる校長に45分間を勤務時間内で適宜設けていただいて、休ませてもらうようにするものでございます。

金川課長 基本的に学校栄養職員については、県費負担職員ですので、結局給与の処理が学校でないとできないことがあります。そのために、その兼務校が定めてあるということで、本当は子どもとの関わりのため兼務校ではなくて、そのための定めであります。その関係で、今まで出勤簿、休暇簿は全部学校に置いてありました。そのために学校に行ってハンコを押すところから始まっていますので、今まで学校の時間に合わせた形だったのですが、結局それをやりますと給食センターに行く時間が遅くなる、または、逆に、もっと早い時間から出勤しなくては学校と両方回られないという不都合がありましたので、勤務簿を今度は給食センターに置くと。ですがもう1つ考えていけないといけないのは、今度は学校事務との関わりがありますので、その勤務簿、出勤簿、休暇簿等出張関係、その関係を学校に持って行っていくという事が出てきますので、このあたりの学校との連携という事を作っていくかなくではいけないという事がここから出てくると思います。

上森委員 まだできていないわけですね。

山中課長 今までは、勤務簿等が学校の方に置いてあったり、本人が個人でもっておまして、毎日のように学校には行きますので、そのときにハンコを押したり、事務の処理をしていただいていたようです。その内容について、学校給食課の方でも把握したいという事で、まずはその報告をしてもらうというように定めるものでございます。

浦林教育長 最初に質問があったのは、スタート時の話は、本務の場所、給食センターでスタートするから8時半になる。だから学校が8時25分でもそこを8時半から給食センターで勤務を始めるというのをはっきりとした。休憩のことは、学校の教員と全く同じ時間設定になる場合もあれば、校長が考えることによって少し給食の指導があるために、ずらす場合も学校の実態としてはあり得るが、いずれにしても学校にとっても職員にとっても都合のいい時間帯に設定するように校長が配慮することによってよろしいですか。

山中課長 その通りです。

上森委員 各学校で事情が違うので子どもたちや職員の不安に繋がる事になりかねないので、事務局が把握し決めておかないといけないと思います。

金川課長 学校の方では、1日の勤務時間の割振りが4月に出てきます。学校栄養職員の分は、何時から休憩、勤務と兼務校が指定する部分です。その他の学校にも栄養指導に行きますので、そちらも同じ時間帯になると思うのですが、給食の指導をしてもらった後に休憩時間を取ってもらいます。その勤務の中に学校も把握しきれるように、明記してもらおうようにしていきたいと思います。

浦林教育長 これまでも学校職員の休憩の仕方が2パターン用意するような学校もありまして、それを認識しているのが大事だと思います。
今指摘されたのは、休憩時間でないのに休憩するとか、誰もいないという時間があるってはないということ、これは学校長の方が職員の休憩時間については、適切に他の職員にも知らせることで乗り切れると思います。

上森委員 よろしくをお願いします。

浦林教育長 その他はありませんでしょうか。

浦林教育長 では以上で本日の5議事、全て終了いたしました。その他で何かありますでしょうか。

上森委員 議案で決定したと思うのですが、スポーツ推進委員さんがいらっしゃると思うのですが、分館が2つ増えて29館あるのですが、宇田川

公民館と大和公民館には、スポーツ推進委員さん等と、今後どうさせるのですか。そういう公民館に格上げて分館になった場合、スポーツ推進委員さん以外にもこういうのは出てくるのではないのでしょうか。それはどうされるのですか。

片岡課長　　この度公民館の条例で、分館を公民館にするという形で3月議会において条例改正致しました。この改正条例はもともと分館を本館にしようという議論が、昨年12月の半ばくらいからございまして、当初予算の積み上げ等も終わった時期でございました。そういう関係で、スポーツ推進委員に限らず、様々な本館である役員であるとか、他の行政の団体等についても、実際には概算的な部分の手当の部分も、平成31年1月の段階では手当ができていない状況でございます。そういう意味でも1年間、まずは形式として、公民館が出来たという事で、特に淀江の場合は、本館の下に分館を置いた公民館活動であったり、地域の活動もございましたので、きちんと1年をかけて、それぞれ今までにあった分館の役割、本館の役割、これをもう少し明確にする期間として1年間持ちましょうとの内々の話でございますので、将来的には、本館と同様の体制にはなるのではないかなと考えております。

上森委員　　是非とも他の公民館等から意見が出ないように、特別分館だったので今は出さなくていいだとかにならないように、決まった以上は、公民館全体の中での運営の中で特例がないような形にしないと、せっかく公民館になったのにそこだけが孤立しないように、しっかりと事務局としてフォローしてもらって、今言われた1年間でしっかりと来年、再来年度はしていただけるように応援をしてあげてください。お願いします。

浦林教育長　　ご指摘ありがとうございます。また担当課の方に伝えて、適切な対応をしていきたいと思っております。

浦林教育長　　その他ありませんでしょうか。

浦林教育長　　では、以上をもちまして米子市教育委員を閉会いたします。

閉会　　午後4時